

出生届

年 月 日届出

長 殿

受 理 年 月 日		発 送 年 月 日	
第 号		長 印	
送 付 年 月 日			
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票
		附 票	住 民 票
		通 知	

(1) 生 ま れ た 子	(よ み か た) 子 の 氏 名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏	名	父母と の 続 き 柄	☐ 嫡 出 子 ☐ 嫡出でない子	☐ 男 ☐ 女
	(2) 生 ま れ た と き	年 月 日		☐ 午前 時 分 ☐ 午後		
	(3) 生 ま れ た と こ ろ	番地 番 号				
	(4) 住 所 (住民登録を するところ)	番地 番 号				
(5) 生 ま れ た 子 の 父 と 母	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれた ときの年齢)	父	母			
	(6) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	番地 番				
		筆頭者の 氏名				
	(7) 同 居 を 始 め た と き	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)				
	(8) 子 が 生 ま れ た と き の 世 帯 の お も な 仕 事 と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
(9) 父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業					
そ の 他						
届 出 人	☐ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長					
	住 所		番地 番 号			
	本 籍	番地 番	筆頭者の 氏名			
	署 名 (※押印は任意)		印 年 月 日生			
事 件 簿 番 号						

記入の注意

鉛筆や消えるボールペンで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内にしてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

子 の 氏 名			男女 の 別	1 男 2 女
生まれたとき	年 月 日		午前 午後	時 分
出 生 し た と ころ 及 び そ の 種 別	出生したところの種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他		
	出生したところ	番地 番 号		
	(出生したところ の種別1~3) 施設の名称			
(11) 体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル		
(12) 単胎・ 多胎の別	1 単胎	2 多胎 (子中第 子)		
(13) 母 の 氏 名		妊娠 週数	満 週	日
(14) この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満 22 週以後)			人 胎
(15) 1 医 師 2 助 産 師 3 そ の 他	上記のとおり証明する。 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名)			

夜の12時は「午前0時」、
← 昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長
は、立会者が医
← 師又は助産師以
外の者で、わから
なければ書かなく
てもかまいません。

この母の出産し
た子の数は、当該
← 母又は家人などか
ら聞いて書いてく
ださい。

この出生証明書
の作成者の順序
は、この出生の立
会者が例えば医
← 師・助産師ともに
立ち会った場合に
は医師に書くよう
に1、2、3の順序
に従って書いてく
ださい。

届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

◎母子健康手帳と届出人の印をご持参ください。

Happy Birthday!

SEKI CITY